

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月13日
【会社名】	日新製鋼株式会社
【英訳名】	Nisshin Steel Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三喜 俊典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	03(3216)5511(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部資金チームリーダー 吉岡 憲吉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	03(3216)5511(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部資金チームリーダー 吉岡 憲吉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 155,044,692,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	95,706,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式。 単元株式数は100株です。

- (注) 1 本株式の発行は平成28年5月13日開催の取締役会決議によります。なお、当社と新日鐵住金株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目6番1号、代表取締役社長進藤孝生、以下「新日鐵住金」といいます。）は、本有価証券届出書の効力発生後、新日鐵住金を割当先として行う第三者割当（以下「本第三者割当増資」といいます。）に係る募集株式引受契約（以下「本募集株式引受契約」といいます。）を締結し、新日鐵住金が本株式を引き受けます。当社と新日鐵住金は、平成29年3月を目途に新日鐵住金が当社を子会社化（以下「本子会社化」といいます。）するため、新日鐵住金による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（公開買付け期間：平成29年2月を目途に開始、買付予定価格：1,620円、買付予定数の上限：46,896,300株。以下「本公開買付け」といいます。）及び本第三者割当増資の組合せにより、新日鐵住金による当社の発行済株式総数（自己株式を含みます。以下同じです。）の51.00%に至る当社株式の取得（ただし、新日鐵住金は、本第三者割当増資において、払込み完了時の株式所有割合（当社の発行済株式総数に占める、所有株式数の割合をいいます。以下同じです。）を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしており、本公開買付けのみで当社の発行済株式総数の51.00%を所有することになる場合には、本第三者割当増資の払込みを行いません。）（以下「本取引」といいます。）について合意し、平成28年5月13日付で子会社化等に関する契約（以下「本子会社化等に関する契約」といいます。）を締結しており、本公開買付けの決済の完了等、本子会社化等に関する契約に定める条件が満たされることを条件として、新日鐵住金より本第三者割当増資に係る払込みが行われます。本子会社化等に関する契約の内容については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」をご参照ください。なお、上記公開買付け期間の開始時期（平成29年2月）は現段階での見込みであり、後記「2 株式募集の方法及び条件、(2)募集の条件（注）4」に記載のとおり、本公開買付けの実施は本子会社化に係る国内外の競争法当局からの承認取得等を条件としているため、当該承認の取得時期等により本公開買付けの実施時期は変動する可能性があります。なお、本取引は、当社の上場廃止を企図するものではなく、本取引後も、当社の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における上場は維持する方針です。
- 2 後記「2 株式募集の方法及び条件、(2)募集の条件（注）3」に記載したとおり、新日鐵住金引き受けた募集株式の全部又は一部について払込みがない可能性があるため、上記の新規発行株式数は変動する可能性があります。上記株式数は、募集株式の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	95,706,600株	155,044,692,000	77,522,346,000
一般募集			
計（総発行株式）	95,706,600株	155,044,692,000	77,522,346,000

- (注) 1 本募集は、新日鐵住金を割当先として行う第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,620	810	100株	平成28年5月23日	-	平成28年12月1日から平成29年6月23日まで

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本募集株式引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額を払込むものとし、なお、新日鐵住金からは、本第三者割当増資に係る払込み完了時の株式所有割合を51.00%とするために必要な数の株式(ただし、100株未満を切り上げます。)についてのみ払込みがなされることになっております。そのため、本第三者割当増資に係る払込みの前に実施する本公開買付けの結果に応じて、新日鐵住金が引き受けた募集株式の全部又は一部について払込みがない可能性があります。
- 4 本第三者割当増資に関しては、平成28年12月1日(木)から平成29年6月23日(金)までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を平成28年12月1日(木)から平成29年6月23日(金)までと広く設定している理由は、本公開買付けに係る決済完了後に本第三者割当増資に係る払込みを受けることを予定しているところ、本公開買付けの実施が本子会社化に係る国内外の競争法当局からの承認取得等を条件としており、当該承認の取得時期等により本公開買付けの実施時期及び本第三者割当増資の払込日が変動するためです。なお、本公開買付けの実施に係るその他の条件については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」をご参照ください。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日新製鋼株式会社 総務部	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
155,044,692,000	689,900,000	154,354,792,000

- (注) 1 「2 株式募集の方法及び条件、(2)募集の条件(注)3」に記載したとおり、新日鐵住金が引き受けた募集株式の全部又は一部について払込みがなされない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、変動する可能性があります。上記各金額は、募集株式の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、リーガルアドバイザーフィー(7,000千円)、登記費用(542,700千円)、その他費用(140,200千円)です。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額(最大値)につきましては、当社グループの経営基盤・事業基盤の安定化及び競争力の一層の向上を目指し、当社設備の更新投資及び財務基盤強化のため金融機関からの借入金等の返済、並びに呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資等に充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(億円)	支出予定時期
当社設備の更新投資	500	平成29年4月～平成31年3月
有利子負債の返済	543	平成29年4月～平成31年3月
呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資	500	平成31年4月～平成33年3月

(注) 本第三者割当増資は、本公開買付けとの組合せにより、本子会社化を実現するための取引の一環という側面も有しており、「2 株式募集の方法及び条件、(2)募集の条件(注)3」に記載したとおり、新日鐵住金が引き受けた募集株式の全部又は一部について払込みのない可能性があります。そのときには本第三者割当増資により調達する資金の概算額は減額されることとなりますが、その場合の投資に係る施策に関しては、金融機関からの借入等によって実施してまいる予定です。また、有利子負債に関しては、その返済の全部又は一部が実現しないこととなりますが、本子会社化により当社グループの経営基盤・事業基盤の安定化の実現が期待されることに加え、本子会社化で得られる効果によるキャッシュフローの改善によって返済を実現してまいります。なお具体的な使途にかかる金額規模について、「当社設備の更新投資」は、装置産業である鉄鋼業に属する当社の特徴を踏まえ、過去実績をもとに上記支出予定時期に想定される支出金額、「有利子負債の返済」は、上記支出予定時期の社債及び金融機関からの借入金の償還・返済金額(いずれも設備資金を使途に調達したものです。)を踏まえて想定される金額となっております。また「呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資」については、「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、呉製鉄所第1高炉の拡大改修にかかる設備投資等への充当を想定した金額となっております。なお、本第三者割当増資により調達する資金については、上記に記載する使途の支出時期が到来したものより充当してまいります。また、支出までの資金管理につきましては、銀行預金等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	新日鐵住金株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第90期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月24日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第91期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月6日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第91期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月6日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第91期第3四半期 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月9日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が所有している割当予定先の株式の数	3,711,600株(普通株式)
		割当予定先が所有している当社の株式数	9,124,200株(普通株式)
	人事関係	当社の取締役及び監査役に新日鐵住金(当時:新日本製鐵株式会社)の出身者がそれぞれ1名ずつ就任しています。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係又は取引等の関係	当社及び新日鐵住金ステンレス株式会社(新日鐵住金の子会社)はステンレス熱延材に関する相互供給を行っており、日新製鋼ステンレス鋼管株式会社(当社の子会社)は日鉄住金ステンレス鋼管株式会社(新日鐵住金の子会社)に対しステンレス鋼管に関する製造委託を行っております。	

(注) 当社との関係は、平成28年3月31日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

(本子会社化の目的)

ア 新日鐵住金及び当社を取り巻く事業環境

経済・産業の発展とともに、世界の鉄鋼需要が中長期的には着実に増加することが見込まれているものの、足下では、これまで拡大を続けてきた中国の鉄鋼需要が平成26年以降減少に転じたことにより、アジアを中心とする世界的な鋼材市況の低迷や通商問題の増加などが生じ、両社を取り巻く事業環境は急速に悪化しております。なかでも中国においては、急速に生産能力が拡大された結果、約11億トン/年もの粗鋼生産能力を有するに至る一方、経済成長の鈍化による鋼材需要の減少に伴い約4億トン/年の過剰能力が生まれ、日本の年間粗鋼生産量に相当する約1億トン/年もの余剰鋼材が東南アジアをはじめとする世界各国に輸出されており、各地の鋼材市況の低迷を引き起こしております。このような急速な事業環境の悪化と市場価格の低迷は、世界の鉄鋼各社の経営を直撃しその収益を圧迫しております。一部には、中国の過剰生産能力の解消に向けた動きが見られるものの、それには相当程度の時間を要することが予想され、また、今後も中国鉄鋼需要が減少する見込みであること、日本国内の鋼材消費も人口減少の影響等に鑑みれば今後の拡大が期待できないこと、中国や東南アジアの沿岸部における最新鋭製鉄所が相次いで本格稼働すること等からして、鉄鋼事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくものと考えております。

また、新日鐵住金、当社各々のグループが手がけるステンレス事業については、中国をはじめとする海外ステンレスメーカーの生産能力が増強され、両社各々のグループはステンレス粗鋼生産規模で世界10位圏外となり、国内市場ではこれら海外のステンレスメーカーからの輸入品が増加するなど、国内外で競争が一層激化しております。

こうした中、新日鐵住金及び同社グループ会社並びに当社及び当社グループ会社(以下総称して「両社グループ」といいます。)の収益も急速に悪化しておりますが、足下の厳しい事業環境下においても持続的な利益成長を実現していくためには、国内競合者をもとより海外競合者に対しても優位性を維持し、収益力を一層強化していくことが、両社グループの喫緊の課題であると考えております。

イ 新日鐵住金及び当社のこれまでの取組み及び今回の経緯

新日鐵住金は、平成24年10月の新日本製鐵株式会社(昭和25年設立)と住友金属工業株式会社(昭和24年設立)との経営統合により発足いたしました。自動車、造船、エネルギー、家電、産業機械、土木・建築分野などあらゆる分野の鋼材製品を製造・販売する鉄鋼メーカーとして、世界最高水準の技術力を有し、得意とする高級鋼分野ではお客様から高い評価をいただいております。経営統合以降、技術先進性、コスト競争力、グローバル展開の三本柱をベースに『総合力世界No.1の鉄鋼メーカー』を志向し、経営統合による旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程への投資、グループ会社の統合再編等を推進することにより、平成25年3月13日公表の新日鐵住金の中期経営計画に掲げたように、2,000億円/年の統合効果の発揮等による収益力の向上及び財務体質の改善を着実に進めてまいりました。また、平成27年3月には、「2017年中期経営計画」を策定し、国内製造基盤の強化と海外拠点の収益拡大を企業価値向上の両輪として、揺るぎない『総合力世界No.1の鉄鋼メーカー』の実現に向け、足下の事業環境が悪化する中でも、事業基盤強化や成長に向けた投資を着実に実行しております。

一方、当社は、平成26年4月に、日新製鋼ホールディングス株式会社(平成24年設立)、旧・日新製鋼株式会社(昭和34年設立)及び日本金属工業株式会社(昭和7年設立)の合併により発足いたしました。表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼などに特化した鉄鋼メーカーであり、表面処理鋼板の分野において、亜鉛めっき鋼板やアルミめっき鋼板は月星印のブランド名とともにマーケットから高い評価をいただいているほか、ステンレス鋼の分野では国内にステンレス鋼を普及させたパイオニアでもあります。また、日新製鋼ホールディングス株式会社の設立以降、コストダウンによる事業競争力強化、グローバル展開とコア製品戦略(当社の強みである、表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼といったコア製品分野の強化)による収益の多層化、お客様中心主義の深化による新たな市場創造といった平成24年11月策定の「24号中期連結経営計画」に掲げた施策を着実に実行し、一定の成果をあげてまいりました。

こうした中、当社は、足下の国内外の極めて厳しい事業環境を踏まえ、独自に事業基盤強化の検討を進めてまいりました。具体的には、上記コア製品戦略に基づく競争力のある製品への経営資源の集中と、平成31年度末までに呉製鉄所の第1高炉を拡大改修し、第2高炉を休止する高炉1基体制への移行を伴う鉄源工程(高炉・製鋼)の合理化等について検討を行いました。そして、当社は、新日鐵住金の前身である八幡製鐵株式会社からの昭和26年10月の出資受け入れ以来、高炉改修時の鋼片供給や事業会社への共同出資等の連携施策の実施や人的交流等を通じ長年にわたって信頼関係を構築してきた新日鐵住金から、鉄源工程の合理化に伴い不足する鋼片(=鋼材の素材となるもの)の供給を受けることを含めた事業構造改革の実施が、当社の企業価値向上に資すると判断し、平成27年8月、新日鐵住金に対し協力を要請いたしました。

かかる要請並びに両社を取り巻く市場環境や両社の事業戦略を踏まえて、両社間で継続して協議を行った結果、新日鐵住金が競合関係にある当社への継続的な鋼片供給を実施するためには当社の子会社化が必要であること、今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝ち残るためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも本子会社化が必要であること、の2点で両社の認識が一致したため、平成28年2月1日、本子会社化等に係る検討(以下「本検討」といいます。)を開始する旨の覚書を締結し、同日付で本検討の開始について公表いたしました。覚書の締結後、平成28年2月上旬に設置した両社検討委員会(本件に関する基本事項を確認・議論する場として両社副社長を委員長とし関係役員クラスで構成)(以下「本検討委員会」といいます。)の下で、デューデリジェンス(平成28年2月下旬~5月上旬にかけ実施)(以下「本DD」といいます。)を含めて両社間で協議・検討を重ね、今般、本子会社化の方法(本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せによる本取引)、出資比率、本子会社化実現後の平成31年度を目途とした新日鐵住金から当社に対する鋼片供給の実施等に関して合意いたしました。

ウ 新日鐵住金及び当社が目指す姿

両社は、本子会社化の実現により、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして『総合力世界No. 1の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。併せて、競争力向上の観点から、本子会社化を前提に新日鐵住金による当社への鋼片の継続的供給を実施いたします。両社は、これらの施策の実現を通じてお客様に貢献するとともに、豊かな社会の創造・発展に寄与してまいりたいと考えており、具体的には以下の施策・目標の実現に取り組みます。

両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出

新日鐵住金の強みは、世界トップレベルの技術先進性・商品対応力と、鉄源を中心としたコスト競争力及びグローバル対応力であり、当社の強みは、需要家のニーズに即したきめ細かな開発営業等（需要家の設計段階からのソリューション提案等）による顧客・市場対応力であります。両社は、各々の経営資源を持ち寄り、各々の強みを活かした相乗効果（下記「エ 期待される相乗効果」をご参照ください。）を創出することにより、お客様のニーズに応えうるより良い商品・技術・サービスを国内及び海外に提供し、収益力の向上を図ります。

連携施策の推進

両社は、本子会社化の実現後、鋼片供給の実施に加え、操業、技術、設備、原料・資機材調達、製造現場マネジメント（安全、環境、防災、整備等）分野における相互連携による効率化等を内容とする様々な連携施策を推進し、グローバル競争を勝ち抜くコスト競争力を構築します。

企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上

両社は、本子会社化を通じ、資金・資産の効率的活用により強固な財務体質を構築し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図り、株主の皆様及びその他の資本市場からもより高い評価を得られるよう取り組みます。

エ 期待される相乗効果

今回施策により、両社では以下のような相乗効果の創出が可能になると考えており、現時点では200億円／年以上の効果を想定しております。国内外の競争当局から承認が得られた後、具体化に向けた検討を深めることといたします。

<相乗効果例>

操業技術、設備・保全等のベストプラクティス追求

- ・ 優位技術の相互供与による操業・技術シナジーの最大限の発揮
- ・ 保全技術相互供与、製造所間ピーク要員融通
- ・ 設備投資の効率化（購入安価化、工事効率向上等）

原料、資機材等の調達コスト削減

- ・ 原料：原料輸送の効率化、副原料・燃料等の調達最適化
- ・ 資機材：共通資材の調達最適化

グループ全体での効率的な生産の追求

- ・ 地域別最適生産体制の構築
- ・ 海外生産・営業拠点の強化・活用

グループ会社の効率化

- ・ 両社のグループ会社の最適な相互起用
- ・ 両社グループにおける機能分担会社（物流会社等）の相互連携

資金・キャッシュフロー対策

- ・ グループファイナンス対策、重複保有資産（株式等）の効率化

高炉改修等の大規模投資回避等による固定費削減

鋼片供給による稼働率向上

（本取引の概要）

本取引は、本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せにより、新日鐵住金による当社の発行済株式総数の51.00%に至る当社株式の取得を目指すものです。これは、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の新日鐵住金の株式所有割合が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した51.00%という株式所有割合に不足が生じた場合に新日鐵住金が本第三者割当増資の払込みを行うことで、本子会社化を確実に実行することを企図しています。新日鐵住金及び当社は、本取引において、本公開買付け及び本第三者割当増資を本子会社化のための一連の手続と考えており、本第三者割当増資は本公開買付けを補完するものと位置づけております。

具体的には、新日鐵住金は、国内外の競争法に基づき必要な一定の手續及び対応を終えること等の条件が充足された場合、本第三者割当増資の払込みに先立ち、速やかに本公開買付けを実施いたします。本公開買付けの買付予定数の上限は、公開買付届出書提出日時時点で新日鐵住金が所有している当社株式数9,124,200株(新日鐵住金出資比率8.31%)と併せて、本公開買付けの決済完了時において新日鐵住金が所有する株式数が当社の発行済株式総数の51.00%となるために必要な株式数(ただし、100株未満を切り上げます。)として46,896,300株とすることを予定しております。本第三者割当増資では、新日鐵住金が、本公開買付けにより上限の株式数を取得できない場合のみ、本第三者割当増資に係る払込み完了時に所有する株式数をその時点の当社の発行済株式総数に51.00%を乗じた数とするために必要な範囲でのみ払込みを行います(本公開買付けについてより詳しくは、平成28年5月13日付で公表される「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の子会社化等に関する契約締結及び公開買付け実施に関するお知らせ」をご参照ください。)

また、本子会社化を目的とした本取引のうち、本第三者割当増資の実施については、あらかじめ当社の株主の皆様の賛同を得るため、平成28年6月24日開催予定の当社の第4回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、本第三者割当増資に係る本募集株式引受契約の承認に係る議案を上程することを予定しております。

(本子会社化等に関する契約の内容)

新日鐵住金及び当社は、平成28年5月13日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要は以下のとおりです。

本子会社化等に関する契約の目的と概要

新日鐵住金及び当社は、各々がこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出することで競争力を高め、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして『総合力世界No.1の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、豊かな社会の創造発展に寄与することを狙いとして、平成29年3月31日を目途に本子会社化を行うこと、また、本子会社化の手續きとして、本公開買付け及び本第三者割当増資を行うことに合意する。併せて、新日鐵住金及び当社は、本子会社化を前提に、平成31年度内を目途として、新日鐵住金による当社への鋼片供給を開始することに合意する。

本公開買付けの実施

新日鐵住金は、(a)当社が、本子会社化等に関する契約締結日及び新日鐵住金の本公開買付けの開始を決定する日(以下「本公開買付開始決定日」という。)に、それぞれ本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議(以下「本賛同決議」という。)を行い、その公表を行っていること、(b)当社が、本子会社化等に関する契約締結日において、当社の平成24年10月1日付「株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)」に基づき、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断する旨の適法かつ有効な取締役会決議を行い、その公表を行っていること、(c)本定時株主総会で本募集株式引受契約の承認に係る議案が適法かつ有効に決議されていること、(d)本第三者割当増資の払込みが本第三者割当増資の払込期間の末日までに完了することを妨げる事象が生じていないこと、(e)本公開買付開始日において、当社の表明及び保証(注1)が重要な点において真実かつ正確であること、(f)本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付開始日までに当社が履行し又は遵守すべき義務(注2)が、重要な点において全て履行され又は遵守されていること、(g)国内外の競争法に基づき必要な届出又は待機期間が満了若しくは早期終了、これらによる承認その他の手續きが完了していること、(h)本取引を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分、決定若しくは判決も存在していないこと、(i)当社の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(j)天災地変その他新日鐵住金の責に帰さない事由により本公開買付開始日において本公開買付けの開始が社会通念上不可能と認められる影響が生じていないこと、(k)当社に関する重要事実(金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実並びに同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実を意味する。以下同じ。)又は重要事実が該当するおそれがあると合理的に認められる事実で、未公表のものが存在しないこと等の条件が充足される場合、本公開買付けを実施する。ただし、新日鐵住金は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本公開買付けを実施することができる。

- (注)1 当社は、新日鐵住金に対して、(a)当社の適法かつ有効な設立及び存続、(b)本子会社化等に関する契約の締結及び履行に関する権限及び権能の存在、(c)本子会社化等に関する契約に基づき当社が負う義務の強制執行可能性、(d)関連法令等に従った許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手續の不存在、(g)当社の株式等に関する事項、(h)法定開示書類の適切性、(i)財務諸表の適正性、(j)重要な後発事象の不存在、(k)偶発債務等の不存在、(l)重大な法令違反又は第三者からの重大な賠償請求の不存在、(m)反社会的勢力との関係の不存在、(n)未公表の重要事実の不存在、(o)新日鐵住金に対する適切な開示について表明及び保証を行っています。
- 2 当社は、(a)未公表の重要事実の新日鐵住金に対する通知義務、(b)通常の業務の範囲内において従前の事業に従事し、適正な会計記録等を維持する義務、(c)一定の重要事項について新日鐵住金の事前

承諾を得る義務、(d)本取引に関する重要な事実の報告義務、(e)本取引に関連して同意取得が必要な契約について同意取得するよう最大限努力する義務、(f)本取引に関連して通知等が必要な契約について通知等を行う義務、(g)表明及び保証事項等に誤りがあった場合に速やかに訂正する義務、(h)当社グループ各社に対する追加的な調査に応じる義務を負っています。

本公開買付けへの当社の賛同等

当社は、本子会社化等に関する契約締結日及び本公開買付け開始決定日と同日に、それぞれ、本賛同決議を行い、これを公表するものとし、本公開買付け期間が終了するまで、本賛同決議を変更し又は本賛同決議と矛盾する内容の取締役会決議を行わないものとする。なお、本公開買付け開始決定日における当社による本賛同決議は、(a)新日鐵住金の表明及び保証が本公開買付け開始決定日において重要な点において真実かつ正確であること、(b)本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付け開始決定日までに新日鐵住金が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され又は遵守されていることの各条件がすべて充足されることを条件とする。ただし、当社は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本賛同決議を行うことができる。

本第三者割当増資の内容

当社は、本子会社化等に関する契約締結日(平成28年5月13日)に開催する取締役会において、以下の募集事項に従い、新日鐵住金を引受人とし、当社の株式95,706,600株(以下「本募集株式」という。)を発行する旨を決定する。

(1) 募集株式の数	95,706,600株
(2) 払込金額	1株につき金1,620円
(3) 払込期間	平成28年12月1日から平成29年6月23日まで
(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	() 資本金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1に相当する額(ただし、千円未満は切り上げる。) () 資本準備金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から()の資本金の増加額を控除した額
(5) その他	() 本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。 () 新日鐵住金による払込みが、当社の株主総会における権利行使の基準日後になされた場合、新日鐵住金は、当該株主総会において、新日鐵住金の払込みにより発行された新株に係る議決権を行使することができるものとする。

本第三者割当増資に係る払込み

新日鐵住金は、(a)本公開買付けに係る決済が完了していること、(b)本募集株式の発行のために当社において会社法、金融商品取引法その他の法令等で必要とされる一切の手續が適法かつ有効に履践されていること、(c)本第三者割当増資に係る払込みを行う日(以下「本払込日」という。)において、当社の表明及び保証(前記「本公開買付けの実施(注)1」参照。)が重要な点につき真実かつ正確であること、(d)本子会社化等に関する契約に基づき、本払込日までに当社が履行し又は遵守すべき義務(前記「本公開買付けの実施(注)2」参照。)が、重要な点において全て履行され又は遵守されていること、(e)本取引を制限又は禁止する旨の法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関による命令、処分、決定若しくは判決が存在していないこと、(f)当社の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(g)本払込日前に本子会社化等に関する契約が終了していないこと、(h)条件が充足される場合、本募集株式のうち、新日鐵住金が本第三者割当増資に係る払込み完了時に所有する当社株式数を、当該時点の当社の発行済株式総数に51.00%を乗じた数とするために必要な数の株式(ただし、100株未満を切り上げる。)について払込みを行う。ただし、新日鐵住金は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本第三者割当増資に係る払込みを行うことができる。なお、新日鐵住金が本公開買付けに係る決済完了時において、当該時点の当社の発行済株式総数の51.00%を所有するときは、新日鐵住金は本第三者割当増資に係る払込みを行わない。

鋼片供給

新日鐵住金は、本取引により本子会社化が実現した後、平成31年度内を目途に、当社に対する鋼片の有償による継続的供給を開始し、当社はこれを購入することとする。供給の開始時期、供給量、価格等の具体的な条件は、別途両社間で協議の上決定するものとする。

本子会社化後の方針

当社は、本取引の実行完了日後、新日鐵住金の書面による事前の承諾なく、新たな株式の発行、自己株式の処分等、新日鐵住金の当社に対する議決権割合が51.00%を下回ることとなる行為はしないものとする。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 95,706,600株

e．株式等の保有方針

本第三者割当増資は、本子会社化の一環として行われるところ、当社は、新日鐵住金が、本第三者割当増資により取得する株式を長期保有する方針である意向を口頭で確認しております。当社は、新日鐵住金から、払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先の売上高、総資産、純資産額、その他の財務諸表の内容を割当予定先が平成27年6月24日付で提出している第90期有価証券報告書及び平成28年2月9日付で提出している第91期第3四半期報告書に基づき確認し、総合的に考慮した結果、本第三者割当増資の払込みについて問題のないことを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である新日鐵住金は、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：平成27年9月29日）に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において「当社は、『新日鐵住金グループ企業理念』において、信用・信頼を大切に作るグループであり続けることを掲げるとともに、『新日鐵住金グループ企業行動規範』において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固たる態度で臨むことを掲げ、『反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する規程』を定め、これに基づく社内体制を整えております。具体的には、当社内に統括部署及び統括責任者・渉外監理担当者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、警察等との平素からの連携や、グループ内での情報提供・社内研修を実施するなどの啓発活動に努めております。」との記載内容を東京証券取引所のホームページにて確認したことにより、新日鐵住金及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

h．特定引受人に関する事項

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数95,706,600株に係る議決権数は957,066個となり、割当予定先が当社の総議決権数に占める割合が約51.17%となることとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。以下は、同項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	新日鐵住金株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	1,048,308個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	957,066個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	2,048,646個
(e) 特定引受人に対する募集株式の割当て又は特定引受人との間の本募集株式引受契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由	後記「6 大規模な第三者割当の必要性、(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。

(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	取締役会の判断は社外取締役である遠藤功氏の意見と異なりません。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当て又は特定引受人との間の本募集株式引受契約の締結に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見	平成28年5月13日開催の取締役会において、監査役4名は、両社を取り巻く市場環境や両社の事業戦略を踏まえた上で、新日鐵住金が競合関係にある当社への継続的な鋼片供給を実施するためには本子会社化が必要であり、また、今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝ち残るためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも本子会社化が必要であること、本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価格には該当しないこと、本第三者割当増資は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリングとは異なり、新日鐵住金グループの一員となることによる事業構造改革の着実な実行が可能であり、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を可能とすることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であり、株式の希薄化の規模が合理的であること、本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当することを受け、会社法第206条の2第4項及び第5項に基づき、本定時株主総会に、本募集株式引受契約のご承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について株主の皆様からご承認いただくことを予定しており、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行う予定であること、その他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する新日鐵住金に対する募集株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。なお、当社監査役のうち羽矢惇氏は、割当先である新日鐵住金（当時：新日本製鐵株式会社）に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記に関する意見を表明しておりません。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当における払込金額（以下「本払込金額」といいます。）につきましては、新日鐵住金と協議の上、本公開買付けにおける買付予定価格と同額である金1,620円といたしました。本払込金額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（平成28年5月13日）の直前取引日である平成28年5月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,478円に対し9.61%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）のプレミアム、決議前1ヶ月間（平成28年4月13日～平成28年5月12日）終値平均である1,430円に対しては13.29%のプレミアム、決議前3ヶ月間（平成28年2月15日～平成28年5月12日）終値平均である1,345円に対しては20.45%のプレミアム、決議前6ヶ月間（平成27年11月13日～平成28年5月12日）終値平均である1,303円に対しては24.33%のプレミアムとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）では、第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠するものであるとともに、当社が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するにあたり、その公正性を担保すべく、新日鐵住金及び当社から独立した第三者機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得した平成28年5月12日付株式価値算定の結果（市場株価法（基準日A）（本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である2016年1月29日を算定基準日として算定）：1,168～1,263円、市場株価法（基準日B）（2016年5月12日を基準日として算定）：1,303～1,430円、類似企業比較法：663～1,494円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法：1,434～1,748円）と比較しても合理的な水準であると考えており、本第三者割当増資は、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。なお、平成28年5月13日開催の取締役会に出席した監査役4名が、本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。なお、当社監査

役のうち羽矢惇氏は、割当先である新日鐵住金(当時:新日本製鐵株式会社)に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の新日鐵住金の株式所有割合が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した51.00%という株式所有割合に不足が生じた場合に新日鐵住金より本第三者割当増資に係る払込みを受けることで、本子会社化を確実に実行することを企図しています。すなわち、本第三者割当増資により発行する新株式は、最大で95,706,600株、議決権個数957,066個であり、当社の発行済株式総数109,843,923株(平成28年3月31日現在)の87.13%(小数点以下第三位を四捨五入)、当社の総議決権個数1,091,580個(平成28年3月31日現在)の87.68%(小数点以下第三位を四捨五入)にあたりますが、新日鐵住金は、本第三者割当増資に係る払込み完了時の当社発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしておりますので、本第三者割当増資に係る募集株式95,706,600株の全部又は一部が、必ず発行されるわけではありません。

加えて、前記「1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、本子会社化により、両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出、連携施策の推進、企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上が可能であり、また、本第三者割当増資における発行価額は、当社の平成28年5月12日の市場株価(終値)に対して、9.61%のプレミアムを加えたものであることを踏まえると、当社財務基盤の拡充及び当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であることから、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながるものと考えております。

本第三者割当増資は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、新日鐵住金グループの一員となることによる事業構造改革の着実な実行が可能であり、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を可能とすることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る募集株式の発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

なお、当社取締役のうち南憲次氏及び当社監査役のうち羽矢惇氏は、割当先である新日鐵住金(当時:新日本製鐵株式会社)に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、南憲次氏につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会での審議及び決議は一切参加しておらず、羽矢惇氏につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

前記「第1 募集要項、2 株式募集の方法及び条件、(2)募集の条件(注)3」に記載のとおり、本取引の実行に当たって、新日鐵住金は、平成28年5月13日に本公開買付けを公表する予定であり、本公開買付けが成立した後、払込期日に、割当予定先である新日鐵住金からは、本第三者割当増資後における新日鐵住金の株式所有割合を51.00%とするために必要な数の株式(ただし、100株未満を切り上げます。)についてのみ払込みがなされることになっております。

前記「3 発行条件に関する事項、(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当増資により発行する新株式は、最大で議決権個数957,066個であり、当社の総議決権個数1,091,580個(平成28年3月31日現在)に占める割合は87.68%(小数点以下第三位を四捨五入)となり、当該割合が25%以上となります。

また、本第三者割当増資後において、新日鐵住金が所有する議決権数の当社の総議決権数に占める割合が約51.17%となり、新日鐵住金は当社支配株主となる予定です。

したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意事項(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内2-6-1	9,124,200	8.36%	104,830,800	51.17%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1-8-11	8,181,800	7.50%	8,181,800	3.99%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	6,166,700	5.65%	6,166,700	3.01%
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋2-7-1	2,650,000	2.43%	2,650,000	1.29%
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,461,465	2.26%	2,461,465	1.20%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバン ク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6-27- 30)	2,112,500	1.94%	2,112,500	1.03%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 9)	東京都中央区晴海1-8-11	1,847,200	1.69%	1,847,200	0.90%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,595,292	1.46%	1,595,292	0.78%
野村信託銀行株式会社(投 信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	1,351,000	1.24%	1,351,000	0.66%
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	大阪府大阪市中央区城見1- 4-35 (東京都中央区晴海1-8- 11)	1,299,200	1.19%	1,299,200	0.63%
計		36,789,357	33.70%	132,495,957	64.68%

(注) 1 平成28年3月31日現在の株主名簿に基づき作成しております。

2 新日鐵住金による本公開買付けの結果により、同社の本第三者割当増資に係る払込み株式数が変動する可能性があります。上記本第三者割当増資後の所有議決権数の割合は、平成28年3月31日現在の所有議決権数の割合に対して他の株主が本公開買付けに応募せず、募集株式の全株式について新日鐵住金による払込みがあったものとして計算しております。

3 総議決権に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社は、前記「1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、足下の国内外の極めて厳しい事業環境を踏まえ、独自に事業基盤強化の検討を進めてまいりました。具体的には、コア製品戦略に基づく競争力のある製品への経営資源の集中と、平成31年度末までに呉製鉄所の第1高炉を拡大改修し、第2高炉を休止する高炉1基体制への移行を伴う鉄源工程(高炉・製鋼)の合理化等について検討を行いました。そして、昭和26年の出資受け入れ以降連携施策の実施や人的交流等を通じ長年にわたって信頼関係を構築してきた新日鐵住金から鉄源工程の合理化に伴い不足する鋼片(=鋼材の素材となるもの)の供給を受けることを含めた事業構造改革の実施が、当社の企業価値向上に資すると判断し、同社に対し協力を要請いたしました。

その後、両社を取り巻く市場環境や両社の事業戦略を踏まえて、両社間で継続して協議を行った結果、新日鐵住金が競合関係にある当社への継続的な鋼片供給を実施するためには本子会社化が必要であること、今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝ち残るためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも本子会社化が必要であること、の2点で両社の認識が一致したため、平成28年2月1日、本検討を開始する旨の覚書を締結し、同日付で本検討の開始について公表いたしました。覚書の締結後、平成28年2月上旬に設置した本検討委員会の下で、

本DDを含めて両社間で協議・検討を重ね、今般、本子会社化の方法(本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せによる本取引)、出資比率、本子会社化実現後の平成31年度を目標とした新日鐵住金から当社に対する鋼片供給の実施等に関して合意いたしました。

当社は、当社が新日鐵住金の子会社となることで、両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出、連携施策の推進、企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上を実現することができ、企業価値向上に資すると判断しております。したがって、本第三者割当増資は、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリングとは異なり、新日鐵住金グループの一員となることによる事業構造改革の着実な実行が可能であり、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を可能とすることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上から、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断いたしました。

(既存株主への影響についての取締役会の判断の内容)

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載したとおり、本公開買付けが成立した後、払込期日に、割当予定先である新日鐵住金からは、本第三者割当増資後における新日鐵住金の株式所有割合を51.00%とするために必要な数の株式(ただし、100株未満を切り上げます。)についてのみ払込みがなされることになっており、本第三者割当増資に係る募集株式95,706,600株の全部又は一部が、必ず発行されるわけではありません。

加えて、前記「1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、本子会社化により、両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出、連携施策の推進、企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上が可能であり、また、本第三者割当増資における発行価額は、当社の平成28年5月12日の市場株価(終値)に対して、9.61%のプレミアムを加えたものであることを踏まえると、当社財務基盤の拡充及び当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であることから、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながるものと考えております。

本第三者割当増資は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリングとは異なり、新日鐵住金グループの一員となることによる事業構造改革の着実な実行が可能であり、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を可能とすることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。以上より、社外取締役である遠藤功氏も含めて、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る募集株式の発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。なお、当社取締役のうち南憲次氏及び当社監査役のうち羽矢惇氏は、割当先である新日鐵住金(当時:新日本製鐵株式会社)に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、南憲次氏につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておらず、羽矢惇氏につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本定時株主総会において、本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行います。当社は、本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当することを受け、会社法第206条の2第4項及び第5項に基づき、本定時株主総会に、本募集株式引受契約のご承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について株主の皆様からご承認いただくことを予定しておりますので、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行う予定です。

なお、会社法第206条の2第4項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本募集株式引受契約について株主の皆様のご承認を得ることが適切と判断し、本定時株主総会の議案として上程することといたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第3期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月24日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第4期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日に関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第4期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月10日に関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第4期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月2日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月30日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記1有価証券報告書の訂正報告書）を、平成27年10月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日新製鋼株式会社 本店
(東京都千代田区丸の内三丁目4番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。